

中津市社会福祉協議会ボランティア推進校助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中津市社会福祉協議会共同募金に係る各種団体等助成金交付要綱（以下、「助成金交付要綱」という。）に基づき、中津市内の小学校・中学校・高等学校を対象として、地域福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動・社会参加の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて地域社会の福祉活動の啓発を図ることを目的として必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の助成金を交付する実施主体は、中津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象校)

第3条 本会は、中津市内の申請のあった中から独自性のある事業を選定して、ボランティア推進校（以下「推進校」という。）とし、助成する。

- (1) この事業は、推進校、本会、地域住民等の協力を得て実施するものとする。
- (2) 推進校は地域の福祉に貢献する活動を行うものとする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象は、地域の実情に応じて創意工夫により計画的に行うボランティア活動とする。

- (1) 福祉やボランティアについての学習
- (2) 地域の福祉に貢献するボランティア活動
- (3) 地域と学校の連携による交流活動
- (4) その他、本会が認めるボランティア活動

2 ただし、他機関等から補助や助成を受けている活動は対象外とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、ボランティア活動の運営や活動に関する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動経費（消耗品費、会議費等）
- (2) 研修経費（講師謝礼金及び旅費）
- (3) その他、本会会長が必要と認める経費

2 ただし、以下に該当する経費は対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 飲食費（弁当代）
- (3) 携帯電話利用料
- (4) 学校内で使用する備品、消耗品費
- (5) その他、本会が適切でないと認めた経費

(助成対象期間)

第6条 助成を受けた日の属する年度内とする。

(助成金額)

第7条 1団体 30,000円以内とする。

(助成金の申請)

第8条 助成を受けようとする小学校・中学校・高等学校は、次の各号に掲げる書類を期日までに本会会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 当該年度事業計画及び予算書、前年度事業報告及び決算書
- (3) その他、本会会長が必要とする書類

(審査)

第9条 審査については、助成金交付要綱第9条に基づき行うものとする。

(決定)

第10条 本会会長は、前条による審査結果に基づき決定し、助成金決定通知書（第2号様式）により通知する。また決定を受けた団体は助成金決定通知書に従い請求書（第3号様式）を作成の上、本会会長に請求する。

(事業の報告)

第11条 助成を受けた団体は、助成金に係る当該年度の事業及びそれに係る支出額を精算して、事業終了後、速やかに本会会長に対して、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 完了報告書（第4号様式）

事業内容の報告と収支決算報告を記入し、原則、領収証の写しを添付する。また、事業の目的に従い決定された助成金額は全て精算し、年次繰り越しは認めない。事業未実施等のため残金がある場合、その金額を本会に返還する。

前年度の完了報告書が未提出の場合、返還を求めるものとする。また、これにより返還した場合は、次年度の助成金の交付申請はできないものとする。

- (2) その他、本会が必要とする書類

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 6月 26日から施行する。

この要綱は、令和 7年 1月 1日から施行する。